



# 島根県報

平成27年3月6日（金）

第2,679号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（　　　　　）	3
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい福祉課）	3
登録販売者試験規程の一部改正	（薬事衛生課）	4
島根県土地利用対策要綱の一部改正	（用地対策課）	6

### 【公 告】

統合宛名管理システム構築・運用保守業務の調達に係る提案競技の実施	（情報政策課）	6
開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	10

### 【特定調達公告】

島根県税務総合オンラインシステム基盤に係る機器の借入及び保守業務に係る一般競争入札の実施	（税 務 課）	10
島根県税務総合オンラインシステム基盤に係るソフトウェアの借入及び保守業務に係る一般競争入札の実施	（　　　　　）	13
新島根県立図書館情報システム構築及び運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（社会教育課）	15

### 【教委規則】

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則	〔学校企画課〕 〔特別支援教育課〕	16
---------------------------	----------------------	----

### 【人委告示】

平成27年10月採用島根県警察官（大学卒）採用試験の実施		25
------------------------------	--	----

### 【正 誤】

平成26年11月28日付け島根県報号外第143号中	（財 政 課）	27
---------------------------	---------	----

# 告 示

## 島根県告示第152号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成27年3月6日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
島根県農業協同組合	訪問介護	J Aしまね いわみ中	浜田市黒川町3471番地	平成27年3月1日
	介護予防訪問介護	央福祉センター		
島根県農業協同組合	訪問介護	J Aしまねヘルパス	益田市大谷町334-1	平成27年3月1日
	介護予防訪問介護	テーションにじヶ丘		
島根県農業協同組合	訪問介護	J Aしまね やすぎへ	安来市飯島町1205番地1	平成27年3月1日
	介護予防訪問介護	ルパステーション		
島根県農業協同組合	訪問介護	J Aしまね 雲南すず	雲南市木次町1093番地119	平成27年3月1日
	介護予防訪問介護	らん福祉センター 訪問介護事業所		
島根県農業協同組合	訪問介護	J Aしまね石見銀山ホ	大田市長久町長久ハ56-1	平成27年3月1日
	介護予防訪問介護	ームヘルパスステーション		
島根県農業協同組合	訪問介護	J Aしまね斐川介護セ	出雲市斐川町莊原2172番地3	平成27年3月1日
	介護予防訪問介護	ンター		
島根県農業協同組合	訪問入浴介護	J Aしまね斐川介護セ	出雲市斐川町莊原2172番地3	平成27年3月1日
	介護予防訪問入浴介護	ンター		
島根県農業協同組合	通所介護	J Aしまね デイサー	出雲市斐川町直江885	平成27年3月1日
	介護予防通所介護	ビスセンターつつじ園		
島根県農業協同組合	通所介護	J Aしまね やすぎデ	安来市飯島町1205番地1	平成27年3月1日
	介護予防通所介護	イサービスセンターふれあい		
島根県農業協同組合	通所介護	J Aしまね 雲南すず	雲南市木次町里方1093番地119	平成27年3月1日
	介護予防通所介護	らん デイサービスセンター		
島根県農業協同組合	福祉用具貸与	J Aしまね いわみ中	浜田市黒川町3741番地	平成27年3月1日
	介護予防福祉用具貸与	央福祉センター		
島根県農業協同組合	特定福祉用具販売	J Aしまね いわみ中	浜田市黒川町3741番地	平成27年3月1日
	特定介護予防福祉用具販売	央福祉センター		
島根県農業協同組合	福祉用具貸与	J Aしまね 雲南すず	雲南市木次町里方1093番地119	平成27年3月1日
	介護予防福祉用具	らん福祉センター福祉		

	貸与	用具事業所		
島根県農業協同組合	特定福祉用具販売	J Aしまね 雲南すずらん福祉センター福祉用具事業所	雲南市木次町里方1093番地119	平成27年3月1日
	特定介護予防福祉用具販売			
ケアサポートいわみ株式会社	訪問介護	ヘルパーステーション	益田市染羽町1番27号	平成27年3月1日
	介護予防訪問介護	いわみ		

## 島根県告示第153号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成27年3月6日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
ケアサポートいわみ株式会社	居宅介護支援	居宅介護支援事業所いわみ	益田市染羽町1番27号	平成27年3月1日
島根県農業協同組合	居宅介護支援	J Aしまね やすぎ居宅介護支援事業所	安来市飯島町1205番地1	平成27年3月1日
島根県農業協同組合	居宅介護支援	J Aしまね 雲南すずらん福祉センター 居宅介護支援事業所	雲南市木次町里方1093番地119	平成27年3月1日
島根県農業協同組合	居宅介護支援	J Aしまね 斐川介護センター	出雲市斐川町莊原2172番地3	平成27年3月1日
島根県農業協同組合	居宅介護支援	J Aしまね 石見銀山ホームヘルパーステーション	大田市長久町長久ハ56-1	平成27年3月1日
島根県農業協同組合	居宅介護支援	J Aしまね いわみ中央福祉センター	浜田市黒川町3741番地	平成27年3月1日
島根県農業協同組合	居宅介護支援	J Aしまね 指定居宅介護支援事業所にじヶ丘	益田市乙吉町イ758番地4	平成27年3月1日

## 島根県告示第154号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成27年3月6日

島根県知事 溝口善兵衛

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社飛鳥	こぼん	松江市西津田三丁目14番8	平成27年3月1日

島根県告示第155号

登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名

㊟

## 登録販売者試験願書

次のとおり登録販売者試験を受けたいので出願します。

本籍地都道府県名 (日本国籍を有しない者 にあつては、その国籍)	
生 年 月 日	年 月 日
性 別	男 ・ 女
連 絡 先	(電話番号 )

## 添付書類

- 1 写真(出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名を記載したもの)を受験票(様式第3号)に貼り、氏名及び撮影年月日を記載したもの1通
- 2 その他知事が必要と認める書類

島根県収入証紙貼付け欄(消印しないこと。)

様式第6号中「( 歳)」を削る。

**附 則**

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

**島根県告示第156号**

島根県土地利用対策要綱（昭和60年島根県告示第330号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

様式第1号中「又は制限」を「、制限その他の重要事項」に改め、「埋蔵文化財包蔵地」の次に「・土砂災害（特別警戒区域）」を加える。

様式第10号備考3を次のように改める。

3 法人の登記事項証明書等の写しその他の地位の承継を証する書類を添付すること。

様式第12号備考2中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

**附 則**

この告示は、平成27年3月6日から施行する。

**公 告**

統合宛名管理システム構築・運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成27年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 提案競技に付する事項**

(1) 名称

統合宛名管理システム（以下「宛名システム」という。）構築・運用保守業務

(2) 仕様

別に定める「統合宛名管理システム構築・運用保守業務調達仕様書」による。

(3) 期間及び納期

ア 宛名システムの構築業務

契約の日から平成28年3月31日まで

イ 宛名システム運用保守業務

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 予算額

144,873千円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成27年度分 80,923千円（構築費）

平成28年度分 21,202千円（運用保守費）

平成29年度分 21,374千円（運用保守費）

平成30年度分 21,374千円（運用保守費）

なお、平成27年2月（第448回）島根県議会による予算議決がない場合には、契約は、行わない。

**2 提案競技参加資格に関する事項**

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては(2)に掲げる要

件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- ウ 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 島根県が実施する入札について、指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は、同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に關与させている者でないこと。
- キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- ク 共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の名称
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (フ) 取引金融機関
- (ク) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ケ) 欠損金の負担の割合
- (セ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ソ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ゼ) 解散後の瑕疵担保責任
- (リ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配布手続

(1) 配布期間

平成27年3月6日（金）から同年4月6日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

## (2) 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁4階） 島根県地域振興部情報政策課システム最適化グループ

## (3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

なお、同誓約書様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所で配布することにより提供する。

## 4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

## (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

## (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

## (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

## (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

## (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

## (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合に限る。）

## (7) 提案書提出書 1部

## (8) 提案書 7部

## (9) 見積書 1部

## 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

## (1) 提出方法

郵送又は持参による。

## (2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成27年4月6日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成27年4月16日（木）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

## (3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム最適化グループ

電話 0852-22-5627 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

## 6 提案競技に係る質問について

## (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、その場合においては、着信を電話により確認すること。）。

## (2) 質問提出期限は、平成27年3月20日（金）午後5時までとする。

## (3) 提出先

5の(3)に同じ。

## (4) 質問に対する回答は、平成27年3月27日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メー

ルにより通知する。

#### 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成27年4月9日付けで、郵送にて通知する。

#### 8 選定方法

- (1) 統合宛名管理システム構築・運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 評価については、以下の項目について、特に重点的に審査する。
  - ア セキュリティに関する項目（ログの保存・活用及び人的対策の提案）
  - イ 既存業務システム及び中間サーバとの円滑な連携
  - ウ パッケージソフトウェアの機能
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ審査委員会事務局によるヒアリングを行う。
- (5) ヒアリングの日程等については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

#### 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

#### 10 契約

##### (1) 契約相手方

審査委員会を選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

##### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

##### (3) 前金払

前金払は、行わない。

##### (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

##### (5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

#### 11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技並びに契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- 12 提案競技に関する問合せ先  
5の(3)に同じ。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of services to be required : A Prefectural Individual Identification Number Management system 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 16 April 2015
- (3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan  
TEL : 0852-22-5627

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域  
大田市久手町刺鹿字沖代1909番1の一部、1909番6の一部、1919番1の一部、1924番、1925番4、1939番1  
面積 5,258.16平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都品川区大崎一丁目11番2号  
株式会社ローソン  
代表取締役 玉塚 元一

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 入札に付する事項
- (1) 入札内容  
島根県税務総合オンラインシステム基盤に係る機器の借入及び保守一式
- (2) 入札案件の仕様等について  
「島根県税務総合オンラインシステム基盤に係る機器の借入及び保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 期間  
ア 業務期間  
契約日から平成33年6月30日まで

## イ リース及び保守期間

平成27年10月1日から平成33年6月30日まで（69月）

## (4) 納入期限

平成27年9月30日（水）（設置場所への納入期限）

## (5) 納入場所

## ア 設定及びテスト場所

島根県が別途指定するシステム開発場所

## イ 設置場所

島根県が別途指定するデータセンター

## (6) 入札方法

ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を入札書に記載するものとする。

イ 落札の決定に当たっては、アの金額をリース及び保守期間の月数で除し、当該金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額を月額（切り捨てた端数は、最終月に加算する。）として、平成27年10月から平成29年3月までの18月分について8パーセントに相当する額を加算し、平成29年4月から平成33年6月までの51月分について10パーセントに相当する額を加算した金額（当該加算金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とする。

## (7) その他

入札説明会は、実施しない。

## 2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。
- (3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (6) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「借入品」中分類「情報処理機器」）に登録されている者であること。
- (7) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (8) 要求する機能実現に必要な技術的能力を有すると認められること。
- (9) システム、ソフトウェア等の使用方法のサポートや障害発生時・部品取替等に迅速に対応できる者であること。

## 3 入札説明書の配布及び入札参加申請に必要な書類の提出

- (1) 入札説明書の配布場所、入札参加申請書の提出場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁1階

島根県総務部税務課 電算開発グループ

電話番号 0852-22-6033 F A X 0852-22-6038

- (2) 入札説明書の配布期間及び配布方法

ア 配布期間は、本公告の日から平成27年3月27日（金）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から正午ま

で及び午後1時から午後5時までとする。

イ (1)に掲げる場所に設置する入札説明書配布受付票に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

(3) 入札参加申請書の提出期限

入札の参加を希望する者は、入札参加申請書を平成27年4月3日(金)午後5時までに持参又は郵送(必着。書留郵便に限る。)により、(1)に掲げる場所に提出すること。

(4) 入札参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し郵送で通知することとし、平成27年4月17日(金)までに発送する。

4 入開札の日時及び場所

(1) 日時 平成27年4月22日(水)午後2時

郵送による入札にあつては、平成27年4月21日(火)正午必着

(2) 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第3会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語又は通貨

日本語及び日本通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札時に納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者が応じなければならない事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載された期限までに必要な書類を提出し、資格の確認を受けなければならない。また、当該書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第63条の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 開札の延期又は中止

平成27年2月(第448回)島根県議会による予算議決が得られない場合には、開札を延期し、又は中止する。

なお、開札を延期する場合は延期理由及び延期後の開札日を公告し、開札を中止する場合は中止理由を公告し競争参加者に通知する。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Matters on Bidding : Borrowing and maintenance of machinery and tools according to the infrastructure of the Shimane Prefecture tax service General Online System

(2) Date/Time Bidding opens : Wednesday April 22th, 2015 2 p.m.

(For bid that are to be sent by postal service, it must arrive by Tuesday April 21th, 2015 12 p.m.)

(3) Address for inquiries regarding bidding :

Postal Code 690-8501

Computer Development Group, Taxation Division, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government

1-Banchi, Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, JAPAN

TEL : 0852-22-6033 FAX : 0852-22-6038

次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 入札内容

島根県税務総合オンラインシステム基盤に係るソフトウェアの借入及び保守一式

(2) 入札案件の仕様等について

「島根県税務総合オンラインシステム基盤に係るソフトウェアの借入及び保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 賃貸借及び保守期間

平成27年6月15日から平成33年6月30日まで（73月）

イ 支払期間

平成27年10月1日から平成33年6月30日まで（69月）

(4) 納入期限

平成27年6月12日（金）まで

(5) 納入場所

島根県が別途指定するシステム開発場所

(6) 入札方法

ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を入札書に記載するものとする。

イ 落札の決定に当たっては、アの金額を支払期間の月数で除し、当該金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額を月額（切り捨てた端数は、最終月に加算する。）として、平成27年10月から平成29年3月までの18月分について8パーセントに相当する額を加算し、平成29年4月から平成33年6月までの51月分について10パーセントに相当する額を加算した金額（当該加算金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とする。

(7) その他

入札説明会は、実施しない。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与さ

せているものでないこと。

- (3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (6) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「借入品」中分類「情報処理機器」）に登録されている者であること。
- (7) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (8) ソフトウェアの使用方法に関するサポートや障害発生時等に迅速に対応できる者であること。

### 3 入札説明書の配布及び入札参加申請に必要な書類の提出

- (1) 入札説明書の配布場所、入札参加申請書の提出場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁1階

島根県総務部税務課 電算開発グループ

電話番号 0852-22-6033 F A X 0852-22-6038

- (2) 入札説明書の配布期間及び配布方法

ア 配布期間は、本公告の日から平成27年3月27日（金）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ (1)に掲げる場所に設置する入札説明書配布受付票に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

- (3) 入札参加申請書の提出期限

入札の参加を希望する者は、入札参加申請書を平成27年4月3日（金）午後5時までに持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により、(1)に掲げる場所に提出すること。

- (4) 入札参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し郵送で通知することとし、平成27年4月17日（金）までに発送する。

### 4 入開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成27年4月22日（水）午後4時

郵送による入札にあつては、平成27年4月21日（火）正午必着

- (2) 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第3会議室

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語又は通貨

日本語及び日本通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札時に納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者が応じなければならない事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載された期限までに必要な書類を提出し、資格の確認を受けなければならない。また、当該書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第63条の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 開札の延期又は中止

平成27年2月（第448回）島根県議会による予算議決が得られない場合には、開札を延期し、又は中止する。

なお、開札を延期する場合は延期理由及び延期後の開札日を公告し、開札を中止する場合は中止理由を公告し競争参加者に通知する。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

(1) Matters on Bidding : Borrowing and maintenance of software according to the infrastructure of the Shimane Prefecture tax service General Online System

(2) Date/Time Bidding opens : Wednesday April 22th, 2015 4 p.m.

(For bid that are to be sent by postal service, it must arrive by Tuesday April 21th, 2015 12 p.m.)

(3) Address for inquiries regarding bidding :

Postal Code 690-8501

Computer Development Group, Taxation Division, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government

1-Banchi, Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, JAPAN

TEL : 0852-22-6033 FAX : 0852-22-6038

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年3月6日

島根県教育委員会教育長 藤原孝行

## 1 役務の名称及び数量

新島根県立図書館情報システム構築及び運用保守業務 一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁社会教育課 島根県松江市殿町1番地

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年2月9日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社山陰支社 支社長 山下 彰 島根県松江市学園南二丁目10番14号

富士通リース株式会社中国支店 支店長 堀江 秀三 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

## 5 随意契約に係る契約金額

82,203,984円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

## 教 育 委 員 会 規 則

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月6日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

### 島根県教育委員会規則第1号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則（昭和33年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

学 校 名 (分校名)	全日制の課程			定時制の課程					
	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年
島根県立安来高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立情報科学高等学校	情報システム科	120	40	40					
	情報処理科		40	40					
	マルチメディア科		40	40					
島根県立松江北高等学校	普通科	280	280	280					
	理数科	40	40	40					
島根県立松江南高等学校	普通科	280	280	280					
	理数科	40	40	40					
島根県立松江東高等学校	普通科	240	240	240					
島根県立松江工業高等学校	機械科	40	40	40	機械科	40	40	40	40
	電子機械科	40	40	40	電気科	40	40	40	40
	電気科	40	40	40	建築科	40	40	40	40
	電子科	40	40	40					
	情報技術科	40	40	40					
	建築都市工学科	40	40	40					
島根県立松江商業高等学校	商業科	200	120	120					
	情報処理科		40	40					
	国際ビジネス科		40	40					
島根県立松江農林高等学校	生物生産科	40	40	40					
	環境土木科	40	40	40					
	総合学科	240							
島根県立宍道高等学校				普通科	640				
島根県立大東高等学校	普通科	120	160	160					
島根県立横田高等学校	普通科	120	120	160					
島根県立三刀屋高等学校 (掛合分校)	総合学科	560							
	普通科	40	40	40					
島根県立飯南高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立平田高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立出雲高等学校	普通科	280	280	280					
	理数科	40	40	40					

島根県立出雲工業高等学校	機械科	40	40	40					
	電気科	40	40	40					
	電子機械科	40	40	40					
	建築科	40	40	40					
島根県立出雲商業高等学校	商業科	120	120	120					
	情報処理科	40	40	40					
島根県立出雲農林高等学校	植物科学科	40	40	40					
	食品科学科	40	40	40					
	動物科学科	40	40	40					
	環境科学科	40	40	40					
島根県立大社高等学校	普通科	240	240	240					
	体育科	40	40	40					
島根県立大田高等学校	普通科	120	120	120					
	理数科	40	40	40					
島根県立邇摩高等学校	総合学科	360							
島根県立島根中央高等学校	普通科	90	120	120					
島根県立矢上高等学校	普通科	60	80	80					
	産業技術科	30	40	40					
島根県立江津高等学校	普通科	80	120	120					
島根県立江津工業高等学校	機械科	40	40	40					
	総合電気科	40	40	40					
	建築科	40	40	40					
島根県立浜田高等学校	普通科	200	200	200	普通科	320			
	理数科	40	40	40					
島根県立浜田商業高等学校	商業科	80	40	80					
	情報処理科		40	40					
島根県立浜田水産高等学校	海洋技術科	40	40	40					
	食品流通科	40	40	40					
	(専攻科)								
	漁業科 機関科	10	10						
島根県立益田高等学校	普通科	160	160	160					
	理数科	40	40	40					
島根県立益田翔陽高等学校	電子機械科	40	40	40					
	電気科	40	40	40					
	生物環境工学科	40	40	40					
	総合学科	120							
島根県立吉賀高等学校	普通科	40	40	40					

島根県立津和野高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立隠岐高等学校	普通科	60	80	80					
	商業科	30	40	40					
島根県立隠岐島前高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立隠岐水産高等学校	海洋システム科	40	40	40					
	海洋生産科	40	40	40					
	(専攻科)								
	漁業科 機関科	10	10						

## 備考

- 1 島根県立宍道高等学校定時制課程普通科の定員のうち、午前部（授業を行う時間帯が主として午前9時から正午までのものをいう。）の定員にあつては320名とし、午後部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部（授業を行う時間帯が主として午後5時から午後9時までのものをいう。以下同じ。）の定員にあつては160名とする。
- 2 島根県立浜田高等学校定時制課程普通科の定員のうち、昼間部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部の定員にあつては160名とする。

別表第2を次のように改める。

## 別表第2（第2条関係）

学 校 名	学 科	定 員
島根県立宍道高等学校	普通科	1,200
島根県立浜田高等学校	普通科	400

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第3条関係)

学 校 名	教育内容	学 校 に 置 く 部						専 攻 科						
		幼稚部	小学部及び中学部	高 等 部			学 科	学 級 区 分	定 員					
				学 科	学 級 区 分	定 員			第1学年	第2学年	第3学年			
島根県立盲学校	視覚障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	療理科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	3
					保健療科	単一障害学級	8	8	8	保健療科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	3
島根県立松江ろう学校	聴覚障害教育	15	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	産業工芸科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	
					産業技術科	単一障害学級	8	8	8	生活デザイン科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	
島根県立浜田ろう学校	聴覚障害教育	10	小学部	中学部	美術工芸科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
					被服科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	48	56	48					
						重複障害学級	24	12	15					
島根県立出雲養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	56	64	32					
						重複障害学級	21	15	27					
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3					
	病弱教育		小学部	中学部										
島根県立石見養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	6	3	3					
島根県立浜田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	16	16					
						重複障害学級	9	9	12					
島根県立益田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	32	16	24					
						重複障害学級	9	3	3					
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3					
島根県立隠岐養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	16	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江清心養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	9	9	9					
						訪問学級	3							
島根県立江津清和養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
							単一障害学級	8	8	8				

	病弱教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3			
						訪問学級	3					
島根県立松江 緑が丘養護学 校	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8			
						重複障害学級	3	6	12			

## 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**人 事 委 員 会 告 示****島根県人事委員会告示第1号**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成27年10月採用島根県警察官（大学卒）採用試験を次のとおり実施する。

平成27年3月6日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

## 1 受付期間

平成27年3月11日（水）から同年4月13日（月）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送による場合は、4月13日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、4月9日（木）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

## 2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	18名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
女性	2名	

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

## 3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

## (1) 年齢、資格等

採用区分	年齢・学歴・資格等
男性	次のア又はイのいずれかに該当する者
女性	
	ア 昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成27年9月30日までに卒業する見込みの者
	イ 平成5年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は平成27年9月30日までに卒業する見込みの者

## (2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
	平成27年5月10日（日）	松 島根県職員会館	5月26日（火）に県庁前掲示板及び島根県人事

第1次試験	受付時間 8:30~9:00	江 市	(松江市内中原町)	委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
	試験時間 9:30~17:00 (予定)	浜田 市	島根県立大学 (浜田キャンパス) (浜田市野原町)	
第2次試験	平成27年6月14日(日)~6月15日(月)	松江市	島根県職員会館 (松江市内中原町) ※試験場は、変更する場合があります。	7月中旬に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

5 試験の種目及び内容

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験 (大学卒業程度)
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。
	男 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身 長 おおむね160センチメートル以上</li> <li>・体 重 おおむね47キログラム以上</li> <li>・胸 囲 おおむね78センチメートル以上</li> <li>・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色 覚 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・聴 力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul>
	女 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身 長 おおむね150センチメートル以上</li> <li>・体 重 おおむね43キログラム以上</li> <li>・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色 覚 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・聴 力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul>
	体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立伏せ、立幅跳び、上体起こし、時間往復走を行う。
特技加 点 (30点)	別欄に掲げる対象特技 (英語、柔道及び剣道) の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。	
第2次試験	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書を提出)
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査 (健康診断書の提出)

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

対象特技	英語	
	ア 実用英語技能検定 (英検)	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
	エ 国際連合公用語英語検定 (国連英検)	D級以上
	柔道 初段以上 (講道館認定)	
	剣道 初段以上 (全日本剣道連盟認定)	
確認方法	対象特技を証明する書類 (合格証書・段位証書等) の原本とその写し (A4判) を第1次試験受付時に提出する。	
	次のア又はイのいずれかに該当する場合は、加点しない。	
	ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合	
	イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

## 6 受験手続

### (1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「10月採用警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒 (角形2号) を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

### (2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

## 7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者 (島根県警察本部長) からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、警察学校に入校し、6月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

## 8 給与

初任給は、平成27年4月1日現在、大学卒22歳で月額199,160円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される (大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。)

**正**

**誤**

平成26年11月28日付け島根県報号外第143号に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

箇所

誤

正

54

上から3行目

収入48.4%、支出47.8%

収入51.3%、支出52.2%

第70表中

8,982,974	51.3
1,414,284	35.2
35,502	86.6
10,432,760	48.4
8,363,039	38.8
400,165	36.7
4,352,393	91.8
0	0.0
13,115,597	47.8

8,981,842	51.3
2,048,232	51.0
35,529	86.7
11,065,603	51.3
9,505,992	44.1
452,841	41.5
4,356,007	91.8
0	0.0
14,314,840	52.2